

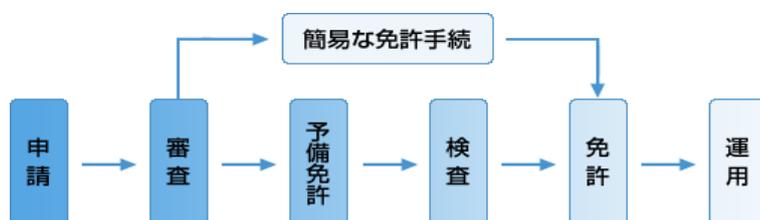
レーダーの免許申請と運用について

この度は、弊社より船舶レーダーのお買い上げありがとうございました。

免許申請に関して

- ・本機は電波法の第4種レーダとして総務省の認証済みです。
従って、免許の申請は比較的簡単です。(下図参照)
- ・本機は送信出力電力が**5kw未満**なので資格免許(無線従事者免許)は必要ありません。
- ・しかしながら、無線局の開局申請をし、**無線局免許状**を取得する必要があります。
- ・無免許で船舶レーダーを使用すると、電波法の規定により罰せられます。
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の科せられます。
- ・無線局の免許の有効期間は5年です。有効期限後も続けて使用するには再免許申請が必要です。
無線局の再免許申請は、**有効期限の6ヶ月前～3ヶ月前**までです。
- ・船を買い替えた場合は、レーダーを移設しそのまま使うことは出来ません。
新規に無線局の開局申請をする必要があります。また、旧船の廃局届けも必要です。
- ・無線局を廃局した場合は、すみやかにアンテナを撤去して下さい。
そのまま放置すると不法局として罰せられます。無線やレーダーを付けたまま他人に船を販売する場合は注意が必要です。
- ・無線局免許状は常に船に保管する義務があります。

無線局申請の流れ



無線局 申請先・問合せ先

	住所	管轄区域	電話番号
北海道総合通信局	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	北海道	011-709-2311
東北総合通信局	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	022-221-0659
関東総合通信局	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨	係03-6238-1747
信越総合通信局	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	長野、新潟	係026-234-9982
北陸総合通信局	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山、石川、福井	係076-233-4461
東海総合通信局	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	岐阜、静岡、愛知、三重	係052-971-9186
近畿総合通信局	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	係06-6942-8541
中国総合通信局	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	鳥取、島根、岡山、広島、 山口	係082-222-3342
四国総合通信局	〒790-8795 松山市宮田町8-5	徳島、香川、愛媛、高知	係089-936-5021
九州総合通信局	〒860-8795 熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	係096-326-7811
沖縄総合通信事務所	〒900-8795 那覇市東町26-29-4F	沖縄	係098-865-2305

・総務省 電波利用ページ

<http://www.tele.soumu.go.jp/>

・総務省 各地方総合通信局

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/material/commtab1.htm>

・全国船舶無線工協会(全工協)では無線局の開局の代理申請をしています。
こちらのリストからお近くの全工協会員店へ申請を依頼することもできます。

<http://www.zkk.or.jp/kaiin-shokai/kaiinsyoukai.html>

免許の申請に必要な書類

	書類名	部数	備考
1	無線局免許申請書	正/副 2通	1部(正)のみに収入印紙を手数料額貼り付け
2	無線局事項書	正/副 2通	
3	工事設計書	正/副 2通	
4	船舶検査証のコピー	正/副 2通	プレジャーボートの時(漁船は不要)
5	動力漁船登録票のコピー	正/副 2通	漁船のみ
6	委任状	正/副 2通	第三者に申請を委任する場合